運輸交通業における労働災害防止のために

～平成１９年の労働災害の発生状況と防止対策及び長時間労働の改善に向けて～

～　山梨労働局　労働基準部　安全衛生課　～

第１章　労働災害の現状

１．労働災害の現状

全国の労働災害による死傷者数は、昭和36年をピークにその後減少を続け、昭和５１年からの３年間は一時増加に転じたものの、昭和５４年から再び減少を続けていたが、平成１９年は、１２１，３５６人と平成18年（１２１，３７８人）に比べ２２人（０．０２%）の減少となった。

全国の死亡者数も長期的に減少を続け、平成10年には2,000人の大台を割り込み、平成１９年には、1,３５７人と平成１８年（１４７２人）に比べ１１５人（7.8%）減少し、過去最少となった。

山梨県内の死傷者数は、昭和35年をピークにその後、長期的には減少傾向を示し、平成16年に初めて８００人を下回った（７８４人）ものの、その後は再び増加していたところ、平成１９年は８０３人と平成１８年（８３４人）に比べ３１人（3.7%）減少した。

山梨県内の死亡者数は、前年の１４人から４人減少し、１０人となった。

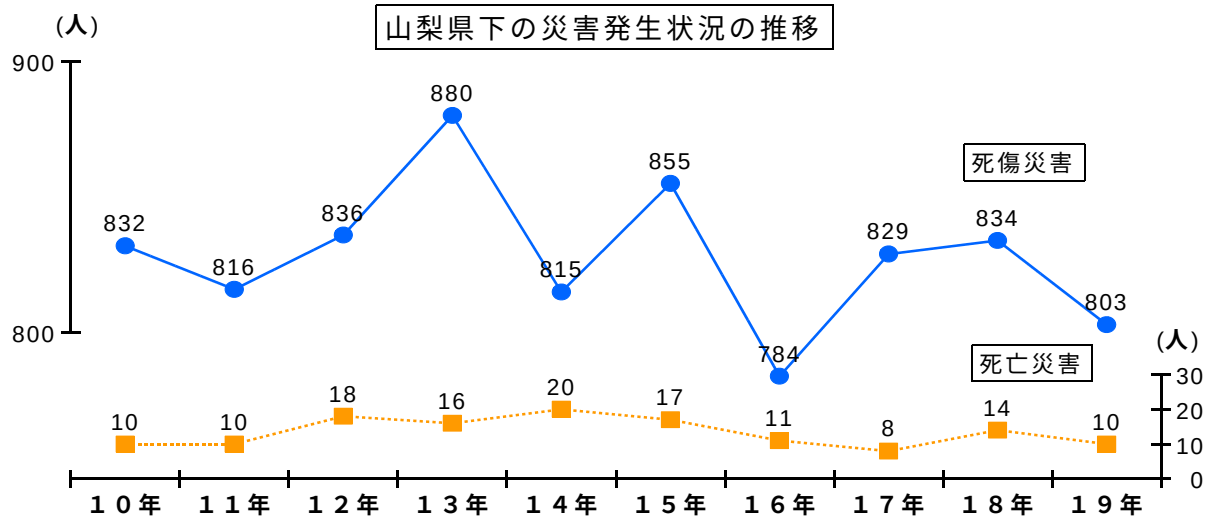

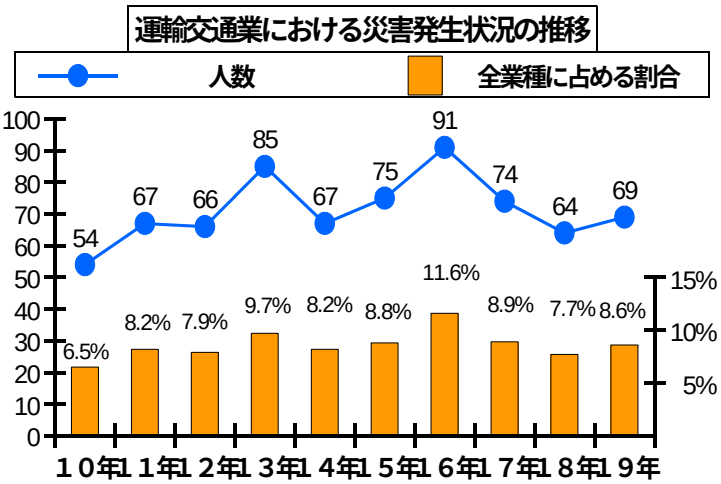

２．運輸交通業における災害発生状況

運輸交通業の災害発生状況をみると、平成１０年以降、人数、全業種に占める割合%（以下同じ）ともに増減を繰り返している。

平成１６年には９１人（１１．６%）と過去１０年間で最多の状況であったが、その後は減少傾向で平成19年は６９人（８．６%）となっている。

なお、県内の運輸交通業における平成１９年の死亡者数は、１人（交通事故）であった。

３．事故の型別災害発生状況

運輸交通業の死傷者数は６９人と、前年（６４人）に比べ、5人(7.8%)増となった。

型別にみると「墜落・転落」の割合(３０.４%)が最も高く、ついで「はさまれ等」(１４.５%)、「転倒」(１１.６%)、「動作の反動」（１１.６%）・・の順となっている。

全災害の3割を占める「墜落・転落」についてみると、21人中、10人がトラック荷台上での作業中、３人が階段から足を滑らせて被災した・・等となっており、傷病性質としては骨折が21人中16人で最多となっている。

運輸交通業における型別災害発生状況

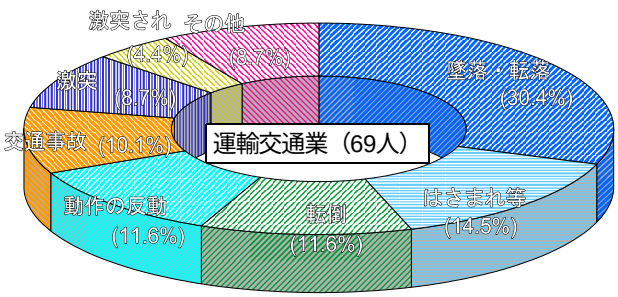

４．年齢別・経験別災害発生状況

「年齢別」の災害発生状況は、全産業では50才以上の高齢者層においてその被災割合が高くなっているが、運輸交通業においては、３０代・４０代の割合が高い。

「経験年数別」でみた場合には、全産業における災害発生状況と比較すると、経験1年未満の未熟練者の割合が高くなっている。

運輸交通業の各年齢階層別の型別の災害発生割合をみると、１０代～４０代（被災者数４４人、以下同じ）では「**墜落・転落**」が１８人と最も多く、５０代（１８人）では「**動作の反動、無理な動作**」が6人で最多、６０代（７人）で「はさまれ・巻き込まれ」が3人で最多という状況になっている。同様に経験別の型別の災害発生割合を見ると、経験が1年未満～１０年（５４人）では「**墜落・転落**」が２０人と最も多く、経験11年以上（１５人）では「**動作の反動、無理な動作**」が4人で最多となっており、**年齢・経験年数が上がるとともに事故の型も変わる傾向**が認められた。

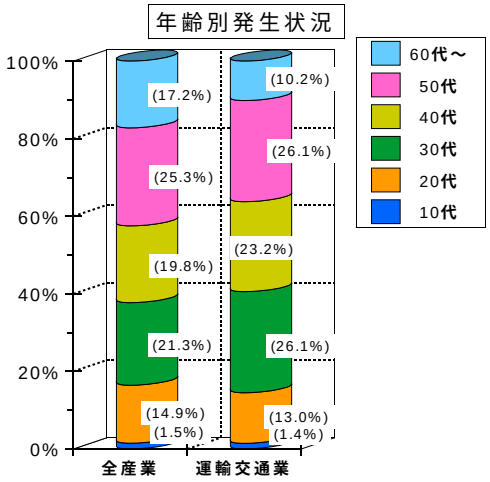

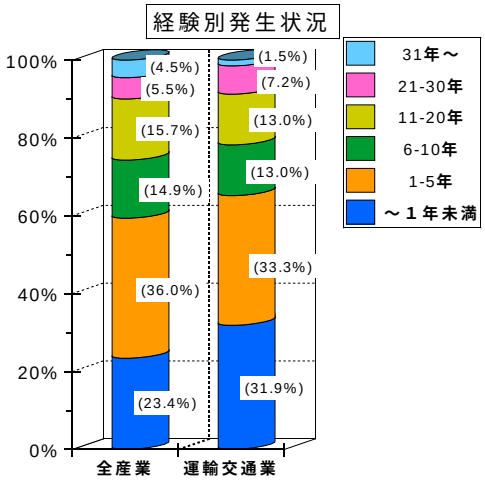

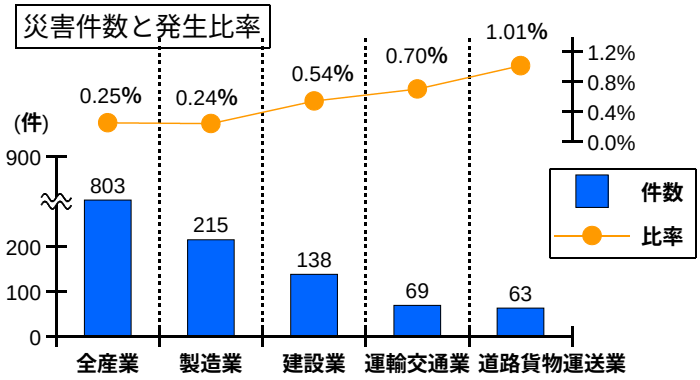

５．就労人口に対する災害発生比率

業種ごとの就労人口に対する災害発生比率をみた場合、運輸交通業では0.７０%となり、全産業計の**２．８倍**の発生率で、災害多発業種と言われる建設業、製造業よりも高い数値となっている。

特に道路貨物運送業でみた場合には、この数値は、更に高い1.０１%となり、従事労働者９９人に１人が被災する計算となる。

第２章　労働災害防止のために

運輸交通業における労働災害は、**交通事故を除くと、その約９割（８９．５％：資料出所・Ｈ１７厚生労働省労働者死傷病報告調）が「荷の取り扱い（荷役）作業」中に発生しています。**荷役作業中における主な危険性（リスク）と、その低減対策について以下に例を挙げました。例示した以外の作業についても、それぞれ適切な労働災害防止対策を講じて下さい。

１．昇降設備や脚立を使用する場合の、転落・転倒のリスク

・玉掛作業で荷台へ昇降する場合や荷のロープ掛けであおり等へ昇降する場合、昇降設備を使用する。

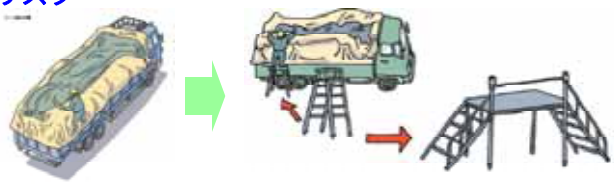

２．貨物運搬中、滑って転倒するリスク

・貨物運搬作業前に、運搬通路を確認する。通路面の水や油、スロープ等を確認し、あれば拭き取る、又は養生する。

３．フォークリフトを走行中、急停止、急発進、急旋回及び急加速するリスク

・フォークリフトの運転手に対し、繰り返しの実地指導を行なう。フォークリフトの作業領域と他の作業者の領域を分離する。「制限速度」を明示してきちんと守らせる。

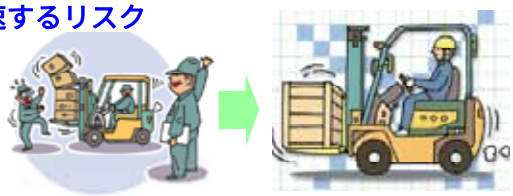

４．荷の巻き下げ中に、荷の下に入ったり、荷に触れるリスク

・荷の下に入らないように介錯ロープの使用や作業指揮者の選任、立入禁止措置を講ずる。床に荷を置く位置を表示する。

５．不安定姿勢のまま、貨物を持ち上げるリスク（腰痛防止）

・①背筋を垂直に保ち、②膝を曲げ、③膝を伸ばしながら荷を持ち上げる等、適切な作業姿勢の指導。重いものは、無理せず複数人で運ぶ。無理な姿勢で長時間の作業は行なわない。「腰痛防止サポーター」の着装を励行する。

第３章　長時間労働の改善に向けて

【トラック運転手の場合】

１．荷主（発注者）における過労運転・過重労働防止対策への御協力を

運輸交通業の中でも、特に道路貨物運送業においては、依然として長時間労働の実態がみられる。その背景の一つには、**集荷・配達・運転時間等に関する発注条件が厳しい**場合があることなどが指摘されています。

トラック運転手の長時間労働による過労運転・過重労働は、トラック運転手の家庭生活や健康状況に影響があるばかりではなく、**交通事故の原因**にもなることから、社会的にその改善が求められているところです。また、こうした過労運転を原因とする事故等を起こした場合には、**発注者にも大きな影響**を及ぼすことになります。

このような状況の下、トラック運転手の過労運転・過重労働を防止し、労働時間等の労働条件を改善するためには、関係事業者のみならず、改善基準告示等の遵守に関する**荷主の理解、協力が不可欠**であり、**発注の際は、以下の点に配慮していただくことが重要**と考えられます。

（１）貨物自動車運送事業者が労働基準法に定める労働時間等の規定のほか、改善基準告示等に定める拘束時間や運転時間の限度を遵守した運行計画を立てられるように、**発注条件をあらかじめ明確にした計画的・合理的な発注を行う**とともに、急な発注条件の変更は行わないこと。

（２）適正かつ安全な運行を確保するため、**トラック運転者の休憩時間、運行経路の渋滞等を考慮した配送時刻を設定する**こと。

（３）**手待時間を少なくすることができるように、荷受、荷卸の時間帯の設定等について考慮する**こと。

（４）運送契約においては、貨物自動車運送事業者が**事業の適正かつ合理的な運営が確保できるようにする**こと。

２．自動車運転者の労働時間管理と健康管理を徹底するために

自動車運転者の労働時間は、他の産業と比べて長時間に及ぶ実態があることから、労働基準法以外に「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準）」が定められています。主な内容は以下のとおりです。管理者はもちろんドライバーも内容をよく理解し、遵守に努めてください。

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

拘束時間について

・1日：原則１３時間　最大１６時間　[トラック・バス・タクシー等共通]
（１５時間超は2回／週以下）

・1ヶ月等：トラック等　1ヶ月２９３時間（労使協定で、1年のうち6ヶ月までは、1年間の拘束時間が３，５１６時間を超えない範囲内で３２０時間まで延長可能）バス等　４週間平均で1週当たり６５時間（労使協定による特例あり）
タクシー等　1ヶ月２９９時間（日勤）、２６２時間（隔日勤務）（同上・特例あり）

休息期間について

・勤務終了後に継続8時間以上　（タクシー等の隔日勤務では勤務終了後２０時間以上）※運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるように努めること。

運転時間について

・トラック等　2日平均　→　９時間／日、２週平均　→　４４時間／週　以内
・バス等　　2日平均　→　９時間／日、４週平均　→　４０時間／週　以内
※特例あり

連続運転時間について

・4時間以内[トラック及びバス等]
（運転の中断には、4時間30分のうち1回連続１０分以上、かつ合計３０分以上の運転離脱が必要）

休日労働について

・２週間に１回以内、かつ１ヶ月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内
[トラック・バス・タクシー等共通]

また、適正な労働時間・運行管理を行うために、以下の点に特に留意してください。

（１）過労運転の防止のための適正な労働時間管理
（２）事業者及び運行管理者の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準）」の正確な理解と運転手への周知徹底
（３）適正な運行計画の策定・管理、運転・作業日報の確認、タコメータによる運転状況の確認
（運転手の運転特性の把握、結果に応じた教育指導の実施）

第４章　長時間労働が過労死等の原因に。長時間労働者の健康管理に努めましょう。

～　平成２０年4月1日より医師による面接指導制度が全事業者に適用されます　～

平成18年4月から「改正安全衛生法」が施行されました。同法は、職場における労働者の安全と健康の確保をより一層推進することを目的としています。具体的には、過労死等（脳血管疾患および虚血性心疾患等）の発症を予防するため、長時間にわたる労働により”疲労が蓄積した労働者”で、かつ”本人から申し出た労働者”に対し、『医師による面接指導』を義務づけたことが大きな特徴といえます。

すでに平成１８年４月１日から施行されていますが、平成２０年４月１日から常時５０人未満の労働者を使用する事業場にも同制度が適用されます。この『面接指導制度』とは、長時間の労働により疲労が蓄積し、健康障害発症のリスクが高まった労働者に対して医師が面接を行うもので、問診その他の方法により、長時間労働者の心身にわたる健康状態を把握し、必要に応じて適切な措置を講ずることで”労働者の健康増進を図り、労働災害の防止”に寄与しようというもので

す。以下に同制度の概要、面接指導の対象となる労働者、事業者がすべき事項などについて紹介します。

１．医師による面接指導の対象者（長時間労働者）と実施手順　【　義務　】

事業者は、毎月1回以上、一定の期日を定めて「時間外・休日労働時間の算定」を行い、それが月１００時間超でかつ疲労の蓄積が認められる者については、下記の手順で医師による面接指導を行わなければなりません。

該当する労働者

時間外・休日労働が1月当たり１００時間超の労働者で、かつ疲労の蓄積が認められる者。

↓

労働者からの申し出

面接指導は自己申告が基本です。

↓

医師による面接指導の実施

医師が労働者の勤務状況、疲労の蓄積状況、その他の心身の状況について確認。把握結果に基づく必要な指導を行います。

↓

医師からの意見聴取

事業者は、労働者に必要な措置について医師から意見聴取を行います。

面接指導の結果を記録

労働者の疲労の蓄積状況、その他の心身の状況、聴取した医師の意見等を記載します。

↓

事後措置の実施

就業場所の変更や 作業の転換、労働時間短縮、深夜業の回数減少等の措置を講じます。

２．医師による面接指導または面接指導に準ずる措置と実施手順　【　努力義務　】

医師による面接指導の対象とならない労働者に対しても、過労死等の発症の予防的観点から、面接指導または面接指導に準じた必要な措置を講ずるように努めましょう。

該当する労働者

月８０時間超の時間外・休日労働を行い、疲労の蓄積等が認められる者。
または健康上の不安を有している者。

↓

労働者からの申し出

事業者は、面接指導等を実施するよう努めましょう。

↓

面接指導または面接指導に準ずる措置の実施

●面接指導に準ずる措置例

①保健指導（労働者に対し、保健師等が行う保健指導）
②面接指導（疲労蓄積度を把握し、必要な労働者に対して行う面接指導）
③助言指導（事業者が、産業医等から事業場の健康管理について受ける助言指導）

↓

事後措置の実施

事業者は必要と認める場合は、適切な事後措置を実施するよう努めましょう。

※このほか「事業場において定められた基準に該当する労働者」も対象となります。例えば、「時間外・休日労働が月４５時間を超える場合」など、健康への配慮が必要な者が面接指導等の措置の対象となるよう事業場の基準を設定し、面接指導等を実施することが望まれます。また、必要と認める場合、事業者は適切な事後措置を実施することが望まれます。

３．面接指導制度をよりよく進めるために

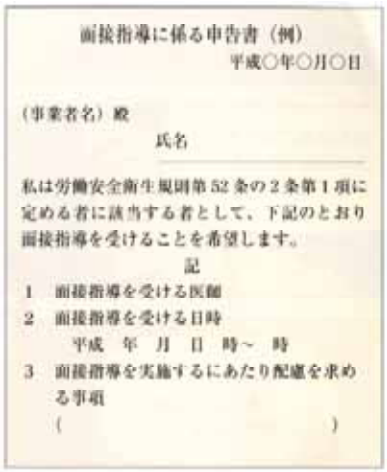

面接指導に係る申告書（例）

平成○年○月○日

（事業者名）殿

氏名

私は労働安全衛生規則第52条の２条第１項に定める者に該当する者として、下記のとおり面接指導を受けることを希望します。

記

1　面接指導を受ける医師
2　面接指導を受ける日時
　平成　年　月　日　時～　時
3　面接指導を実施するにあたり配慮を求める事項
（　　）

医師による面接指導制度の導入にあたっては、労働者への周知徹底、申し出の手続き方法の策定など、労働者が取り組みやすいような体制をつくっておきましょう。あわせて、常日頃から労働時間管理と健康管理に努めましょう。

（１）労働者が申し出やすい環境を整備しましょう

面接指導は、労働者本人の申し出（自己申告）が前提になっています。そのため、労働者が面接指導を申し出やすい職場環境づくりが重要となります。「申し出様式」の作成や受付窓口の設置など、実務面の整備充実などにも努めましょう。

面接指導を申し出た労働者が不利益扱いされることがないよう留意しましょう。

（２）日頃から労働時間管理に努めましょう

事業者は、トラックドライバーの健康管理のために、日頃から労働時間管理に努めましょう。

・出発前の点呼では、必ず「健康状態」「疲労蓄積」「労働時間」等について一声かけ、長時間労働等にならないよう配慮しましょう。
・毎月の給与明細等に、各人の時間外・休日労働時間数を明記するなど、ドライバー自身が労働時間数を確認できるような仕組みをつくりましょう。

（３）産業医が不在の場合

産業医が不在の場合は、地域産業保健センターを活用するなどして、面接指導等とその結果に基づく事後措置の実施を図りましょう。

・地域産業保健センター HP http://www.rofuku.go.jp/sanpo/chiiki/chiiki00.html ・厚生労働省 HP　http://www.mhlw.go.jp/

第5章　交通労働災害防止のためのガイドラインの改正について

平成２０年4月に、「交通労働災害防止のためのガイドライン」が改正され、自動車運転者の睡眠時間の確保に配慮した労働時間等の管理及び走行管理の充実、荷役作業を行わせる際の措置、交通労働災害防止の教育内容等の充実が図られるとともに、荷主及び元請事業者による配慮の実施等が新設されましたので、以下にその概要を示します。

【改正ガイドラインの主要な項目】

１　睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間等の管理及び走行管理等の実施

（１）適正な労働時間等の管理及び走行管理の強化

ア　十分な睡眠時間等の確保に配慮した労働時間等の管理及び走行管理を実施。

イ　走行開始・終了地点と自宅との間の移動に要する時間等の状況を考慮し、十分な睡眠時間を確保するために必要のある場合、より短い拘束時間の設定、宿泊施設の確保等の必要な措置を実施。

（２）走行計画の記載内容の充実

[1]　運転者の拘束時間、運転時間及び休憩時間　　[2]　運行に際して注意を要する箇所の位置

[3]　荷役作業の有無と所要時間　　等を記載。

（３）睡眠時間に配慮した点呼等の強化

ア　点呼等により、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないことのおそれの有無について報告を求め、その結果を記録。

イ　運転前日の拘束時間が１３時間を超える場合、労働者の睡眠時間の状況を確認。

（４）点呼等の結果に基づく措置の強化

ア　睡眠不足が著しい、体調が不調である等正常な運転が困難な状態と認められる者に対しては、運転業務に就かせないことを含め、必要な措置を実施。

イ　１週間連続して拘束時間が１３時間を超える等睡眠不足の累積が認められる者に対しては、必要な休憩時間の確保等の措置を実施。

（５）早朝時間帯の事故の防止

走行計画の作成にあたり、早朝時間帯の走行を可能な限り避けるとともに、走行する場合、十分な休憩時間、仮眠時間の確保等、交通労働災害防止のため必要な措置の実施に努めること。

（６）荷役作業を行わせる場合の措置の実施

ア　事前に荷役作業の有無、運搬物の重量等を確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保。

イ　荷役作業の身体負荷を減少させるための適切な荷役用具・設備の備付け等の実施。

２　交通労働災害防止のための教育内容の充実

（１）労働災害防止のための基礎知識の教育

・改善基準告示等の遵守・睡眠時間確保の必要性・飲酒による運転への影響・睡眠時無呼吸症候群の治療・体調の維持等に関する事項

（２）個別運転記録等を活用した教育

・デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー記録等から判明した運転手ごとに安全走行に必要とされる事項

３　荷主・元請事業者による配慮等の新設

荷主及び運送業の元請による交通労働災害防止を考慮した適切かつ安全な運行の確保のため必要な事項について、運送業者と協働して取り組む。

（１）荷主側の都合による急な貨物の増量による過積載運行の防止のため、運送業者に協力。

（２）到着時間の遅延が見込まれる場合の到着時間再設定等の実施、不当な不利益な取扱を行わないようにすること。

（３）改善基準告示に違反し安全運行が確保できない可能性が高い発注を行わないようにすること。

（４）積込・荷卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合の到着時間の再設定等。

４　安全衛生管理体制の充実

（１）組織的・継続的な労働安全衛生管理の実施のため、交通労働災害防止の観点を含めた安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定、安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善を実施。

（２）長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者に対する面接指導に関する規定を追加。

※ 詳細は下記ホームページをご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/04/dl/h0403-2a.pdf

お問い合わせは　山梨労働局または各労働基準監督署へ

山梨労働局 労働基準部 安全衛生課

〒400−8577　山梨県甲府市丸の内１－１－１１　TEL　055-225-2855

◇ ホームページ ◇　http://www.y-roudoukyoku.jp

甲府労働基準監督署　TEL　055-224-5611

都留労働基準監督署　TEL　0554-43-2195

鰍沢労働基準監督署　TEL　0556-22-3181